

令和 6 年 7 月 5 日

通所系サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

送迎を行わない場合の減算について（通知）

日頃から本市の介護保険行政の運営にあたり、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定において、通所系サービスの送迎について見直しとなされ、第 1 号通所事業においても送迎減算の適用が開始されました。

つきましては、送迎減算の適用の有無について、静岡市としての考えを下記 QA のとおり整理しましたので通知いたします。

なお、過去の運営指導等における指導内容と相違があったとしても、本通知以降は下記の取扱いに統一されますのでご留意ください。

Q1 送迎を行う予定である利用者の自宅まで迎えに行ったが利用者が不在等であり、結果的に家族等が利用者を事業所まで送った場合又は当日に急遽利用者から送迎を不要とする申出があった場合は送迎減算の対象になるか。

A1 送迎減算の対象になる。

通所サービス計画等において送迎を行うことが位置付けられている利用者についても、事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所との間の送迎を実際に行っていなければ減算の対象になる。

（参考）

6.5.17 事務連絡「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 6)」

問 8 以下の場合送迎減算の対象になるのか。

- ① 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、予定していた通所型サービスの提供が行われなかった場合
- ② 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、通所型サービスの提供は行われたが、送迎が行われなかった場合（予定していた送迎が中止となった場合を含む）

答 8 事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所の間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、送迎を行っていなければ送迎減算が適用される。

①については、通所型サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されない。

一方で、②はサービス提供日に利用者の居宅と事業所の間の送迎が行われていないため、送迎減算が適用される。

27.4.1 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)」

問 61 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。

答 61 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。

【問合わせ先・書類提出先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部
介護保険課
事業者指導第 1 係 古屋
事業者指導第 2 係 杉村
電話：054-221-1088
e-mail：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp